



## 第5章

### 巻末資料

<本章の趣旨>

計画策定の経緯や、計画に記載する各種用語の解説を示したものです。



## 第 1 節

# 計画策定の経緯

開催年月	庁内検討会議・委員会	市民意見聴取	都市計画審議会
平成 28 年 1 月		美祢市のまちづくりに 関するアンケート調査	
6 月	6/13 第 1 回策定検討会議		
7 月	7/1 第 2 回策定検討会議 7/5 第 1 回策定委員会		
8 月		地域別意見交換会 8/24 美祢地域 8/25 美東地域 8/26 秋芳地域	
10 月	10/19 第 3 回策定検討会議		
11 月	11/2 第 2 回策定委員会		
平成 29 年 1 月			1/23 第 1 回都市計画審議会
2 月	2/16 第 4 回策定検討会議 2/24 第 3 回策定委員会	地域別意見交換会 2/7 美祢地域 2/8 美東地域 2/9 秋芳地域	
5 月			5/30 第 2 回都市計画審議会
7 月		7/10~8/10	
8 月		パブリックコメント	
9 月	9/15 第 5 回策定検討会議		
10 月	10/18 第 4 回策定委員会		
11 月			11/1 第 3 回都市計画審議会

平成 28 年 4 月 21 日

告示第 64 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日告示第 46 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定による、本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、美祿市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、協議を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランに関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(検討会議)

第 7 条 委員長は、必要に応じて、検討会議を置くことができる。

2 検討会議の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 検討会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

4 検討会議は、委員長からの特命事項について調査研究し、その経過と結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、建設農林部建設課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 46 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係） 美祢市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

氏名	所属・役職
榊原 弘之	山口大学大学院創成科学研究科 教授
吉野 一	美祢地域審議会 会長
高山 正樹	美祢市観光協会 副会長
永嶺 克博	秋芳地域審議会 会長
中屋 弘幸	美東地域審議会 会長

別表（第7条関係） 美祢市都市計画マスタープラン策定検討会議 委員名簿（順不同、敬称略）

所属・役職	
副市長	
総務部	部長
総合政策部	部長
市民福祉部	部長
建設農林部	部長
観光商工部	部長
美東総合支所	支所長
秋芳総合支所	支所長
上下水道局	局長
教育委員会	事務局長

## 第2節

# 用語解説

### あ

#### 駅前広場

鉄道とバス、タクシー、乗用車等の交通機関との結節点として鉄道駅前に設置される広場です。

### か

#### 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、主として都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を受け持つ道路です。

#### 緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として、公害・災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地です。

#### 街区公園

都市公園の1種別であり、街区に居住する者の利用に供することを目的として配置される公園をいいます。1箇所当たり面積0.25haを標準として配置されます。

#### 開発許可制度

一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度です。

#### 近隣商業地域

都市計画で定める用途地域の一つで、主に近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する地域に定めます。

#### 景観計画

良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき、景観行政団体が定める計画です。景観計画を定めることで、景観計画区域内における建築等の行為が届出・勧告により緩やかに規制されるほか、景観上重要な建造物や公共施設を指定することで、良好な景観を維持、形成することが可能になります。

#### 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有する（又は流域下水道に接続する）ものです。

#### 工業地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に工業の利便を増進する地域に定めます。

#### 交通安全施設

交通事故等の防止を図り、安全を確保するために道路上に設置される信号機や道路標識などの施設の総称です。

#### 工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、準則等の公表と、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として定められた法律です。

## 国定公園

自然公園法に基づく公園の1種別であり、国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申出により環境大臣が指定します。

## コミュニティ交通

一般的には、交通事業者が赤字路線等から撤退した後、地域の交通手段が失われないようにするため、市町村等が費用を負担してバス等を委託運行するものをいいます。

# さ

## 産学官民

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO等）の四者をいいます。

## ジオパーク

「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所です。

現在日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が43地域あり、その内8地域がユネスコ世界ジオパークに認定されています。

## ジオサイト

ジオパークの見どころとなる場所として指定するものです。ジオサイトに指定し、多くの人々が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行います。

## 市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域であり、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。これに対して、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域といいます。

## 市街地開発事業

一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的・一体的に行うもので、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の事業があります。

## 事業継続計画

企業等が災害や事故等の緊急事態におそわれても、事業の継続・早期復旧を可能とするために、その方法や手段等をあらかじめ取り決めておく計画のことです。

## 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う地域住民の組織です。

## 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養等に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた法律です。

自然公園法に基づき、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園からなる自然公園が指定されます。

## 指定管理者制度

民間企業等のノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図ることを目的として、公共の施設の管理を、民間事業者等を含めた「法人その他の団体」に包括的に代行させることができる制度です。

## 住居地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に住居の環境を守るために定めます。住居地域には、第一種住居地域と第二種住居地域の二種類があります。

### 住区基幹公園

都市公園のうち、歩いて行ける範囲の居住者の健康的な生活環境、レクリエーションの場、災害時の一時避難場所等として利用される公園で、街区公園、近隣公園、地区公園の3種類があります。

### 準工業地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に工業地で住宅等の混在を排除することが困難又は不適当な地区のうち、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定めます。

### 商業地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に都心又は副都心の商業地等商業、業務、娯楽等の施設の集中立地を図るべき区域について、商業等の業務の利便を増進するために定めます。

### 消防活動が困難な区域

通常の消防車両が通行できる一定幅員の道路や消防水利が適正に配置されていないため、消防活動を行うには極めて条件が悪い区域をいいます。

### 市民農園

一般的には、農家など農地の所有者等が都市住民等のために農作業等の目的で使用させる農園をいいます。

### 人口集中地区

市街化区域の指定に際して参考とするもので、人口密度が1haあたり約40人以上の地区が集合し、合計が5,000人以上の地域をいいます。

### 生活道路

一般に、通勤・通学、買い物など住民が日常生活を行う上で必要な道路の内、住宅等に近い住民に身近な市町村道レベルの道路をいいます。

## た

### 耐震改修促進計画

耐震改修促進法に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画です。

### 地域高規格道路

高速道路などの高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を構築し、地域の自立的発展や地域間の連携・交流を支える道路です。

### 地域公共交通網形成計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域にとって望ましい公共交通網を明らかにする計画で、まちづくりと連携して公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業等について記載します。

### 地域地区

用途地域や特別用途地区等、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るために定める制度です。

### 地区計画制度

比較的小規模の地区を対象に、地区の特性に応じて建築物の用途・形態、公共施設の配置等の制限について、地権者等の合意に基づき定めるルール等を制度化するものです。



### 中高層住居専用地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に中高層住宅の良好な住環境を保全するために定めます。

中高層住居専用地域には、第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域の二種類があります。

### 中国自然歩道

環境省と中国地方の各自治体が協力して整備・管理している中国 5 県にまたがる総延長約 2,303km の長距離自然歩道です。

### 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化法に基づき、市町村が定める計画であり、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣の認定を受け、各種施策に取り組むものです。

### 低層住居専用地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に低層住宅の良好な住環境を保全するために定めます。

低層住居専用地域には、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の二種類があります。

### 低炭素型の都市づくり

社会経済活動等に伴って発生する CO<sub>2</sub> の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、建築物等の省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの積極的活用などに取り組み、都市の低炭素化（CO<sub>2</sub> 排出量の削減）を目指すものをいいます。

### 特定工場

操業中に排出される空気や水、さらに製造等に使用される物質が公害の原因になる可能性があるものを使っている工場のことをいいます。特定工場には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の法律が適用され、公害防止管理者や、公害を防止する設備の設置等が義務づけられます。

### 都市計画区域

都市計画法の適用を受ける土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定します。

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域に関して都道府県が定める基本的な方針の名称です。県が定める都市計画は、この方針に則して定めることとされており、都市計画の目標、区域区分の決定の有無（区域区分を定めるときはその方針）、土地利用・都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針等を定めます。

### 都市計画提案制度

土地の所有者やまちづくり NPO 等あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意を得るなど一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度です。

### 都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の中の道路をいいます。都市計画道路は、高速道路等の自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線街路、区画街路、特殊街路等の 4 種類があり、都市計画で種別と構造等を定めるものとされています。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律です。

## 都市景観

都市は、建物、道路、橋、水、緑など様々な要素から成り立っており、また人々の活動の場となっています。都市景観とは、このような外部空間の見え方であるとともに、多くの人々が視覚的に共有する空間をいいます。

## 都市下水路

市街地の浸水の解消を図ることを目的として、市街地の雨水を排除し、すみやかに河川などに排水する施設です。管渠とポンプ場よりなり、終末下水処理施設を設けず河川等に放流します。

## 都市公園

住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって、①住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、②都市基幹公園（総合公園、運動公園）、③大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、④国営公園、⑤特殊公園、⑥緩衝緑地、⑦都市緑地、⑧緑道に区分されます。

## 都市施設

都市施設には、道路・都市高速鉄道等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道・電気・ガス等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地等があります。

都市施設のうち都市計画決定されたものを都市計画施設といいます。

## 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業で、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ります。

は

## ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災・減災対策に使用することを目的として、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図です。

## 防火・準防火地域

市街地における延焼火災の危険を防ぐために指定する地域地区の1つです。防火地域は、主として商業地等で建築物の密集した火災危険率の高い市街地を、準防火地域は、防火地域に準ずる地域を対称に指定を検討します。

## 防災拠点

大規模災害時等に防災活動等の拠点となる場や施設で、備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設等をいいます。広義には避難地・避難所を含める場合もあります。

## ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化等、営農環境の改善を総合的に実施する事業です。

## ま

### 道の駅

道路利用者等のための「休憩機能」、「情報発信機能」、町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ、一般道の無料休憩施設です。

## 緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関する将来像、目標、施策等を定める基本計画で、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するための指針となるものです。

## 民泊サービス

一般的に、住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することをいいます。民泊サービスの提供に関して一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法」が平成29年6月に成立しています。

## や

### ユニバーサルデザイン

年齢や障害の度合い等に関係なく、多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすることです。社会資本整備におけるユニバーサルデザインには、公平・安全で使いやすいデザイン、移動しやすく近づきやすいデザイン、経済的で持続可能なデザイン等が求められます。

## 用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率（敷地面積に対する建物の延床面積の割合）、建ぺい率（敷地面積に対する建物の建築面積の割合）及び建築物の高さについて制限を行う制度です。

## ら

### ライフサイクルコスト

初期整備費（イニシャルコスト）と維持管理、改修・更新費等（ランニングコスト）を合計したものです。

## 立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、市町村が定める計画であり、公共交通ネットワークとの連携を図りながら居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することで、集約型都市構造の構築を目指すものです。

## 流動床式晶析軟化法（ペレット式）

水中の硬度成分を粒状体で効率よく除去する方法をいいます。アルカリ剤を加え、pHを上げると水中の硬度成分から不溶性の炭酸カルシウムが生じることから、種になるペレットに付着させて硬度を落とす方法です。

## 緑地協定制度

都市緑地法に基づき、市街地における土地所有者等全員の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、市町村長の認可を受け定めるものです。

